

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿

協議者 住 所 香川県高松市春日町 217 番 3

氏 名 株式会社ヤマダホームズ四国支店

支社長 渡邊 明典

電話番号 087-843-8998



県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号			令和 5 年 7 月 25 日 5 循環第 94065 号	
変 更 事 項			変 更 前	変 更 後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び 代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左
		住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	同左
		事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎 谷 293 番 1、1721 番、1729 番、 1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	同左
	規則第 2 条第 2 項又は 第 6 条第 2 項の規定に よる循環事業者の協議 の有無		有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無
県内に搬入しようとする産業廃棄物	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一 般 的 な 名 称	建設廃材	同左
		種 類	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	同左
		性 状	固形状	同左
	1 年当たりの最大搬入量		①10 t ②10 t ③40 t ④10 t ⑤10 t ⑥50 t ⑦50 t	①30 t ②20 t ③40 t ④10 t ⑤10 t ⑥70 t ⑦50 t
	排 出 事業場	名 称	(株) ヤマダホームズ中四国支社 四国支店の各建設現場	(株) ヤマダホームズ四国支店の 各建設現場
		所 在 地	徳島県内各地	同左
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	(株) ヤマダホームズ中四国支社 四国支店の徳島県内の各建設現場より発生したコンクリートくず、木くずをコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。	(株) ヤマダホームズ四国支店の 徳島県内の各建設現場より発生した建設廃棄物①～⑦をコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由	建設現場の増加		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

産業廃棄物の県内への搬入に関する軽微変更届出書

年 月 日

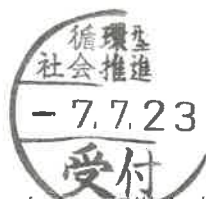
香川県知事 池田 豊人 殿

届出者 住 所 香川県高松市田町 11 番地 5 セントラル田町 5 F

氏 名 住友林業ホームテック株式会社 高松支店

支店長 梶原 友紀恵

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名
電話番号 087-843-5500）



県内搬入計画の内容の軽微な変更をしたので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第5項の規定により届け出ます。

協議結果通知書又は直前の 変更協議結果通知書の交付 年月日及び番号	令和5年7月25日 5循環第94065号		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	
県内搬入計画の 軽微な変更の内容	県内搬入協議者の氏名 若しくは名称若しくは 住所又は法人にあつて は、その代表者の氏名の 変更	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心 香川県さぬき市津田町津田 2880 番 地 34	変更なし
	産業廃棄物の1年当 たりの最大搬入量を減少 させる変更	廃プラスチック類 30 t、紙くず 30 t、木くず 50 t、繊維くず 20 t、金 属くず 20 t ガラスくず・コンクリートくず及び 陶磁器くず 100 t、がれき類 100 t	廃プラスチック類 5 t、紙くず 5 t、 木くず 10 t、繊維くず 2 t、金属くず 2 t ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 くず 20 t、がれき類 20 t
	受託予定者に関する変 更	別紙のとおり	変更なし
	県内に搬入しようとす る産業廃棄物の排出事 業場から循環利用施設 までの当該産業廃棄物 の運搬の経路	別紙のとおり	変更なし
	県内に搬入しようとす る産業廃棄物の運搬方 法及び当該運搬に伴う 生活環境保全のため必 要な措置	別紙のとおり	変更なし
	県内搬入業務責任者の 氏名又は連絡先の変更	別紙のとおり	変更なし
変 更 年 月 日	協議結果の通知書の交付日付による		
変 更 の 理 由	発注量が減少したため		
参 考 事 項			

備考 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

香川県知事 池田 豊人 殿

年 月 日

協議者 住 所 香川県高松市春日町 163 番 1

氏 名 株式会社旺建

代表取締役 安守 直敏

電話番号 087-843-5500



県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和 5 年 7 月 25 日 5 循環第 94065 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左
	住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	同左
	事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	同左
規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無
県内搬入計画の変更の内容	一般的 な 名 称	建設廃材	同左
	種 類	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	同左
	性 状	固形状	同左
	1 年当たりの最大搬入量	①5 t ②5 t ③10 t ④3 t ⑤5 t ⑥15 t ⑦15 t	①10 t ②15 t ③30 t ④3 t ⑤10 t ⑥30 t ⑦30 t
	排 出 事業場	名 称	(株) 旺建の各建設現場
		所 在 地	徳島県内各地
		当該排出事業場に 係る事業及び排出 工程の概要	(株) 旺建の徳島県内の各建設現場より発生したコンクリートくず、木くずをコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無
	変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
	変 更 の 理 由	建設現場の増加	
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
	当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
	当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由		
	参 考 事 項		

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 住 所 徳島県徳島市末広町 1 丁目 2 番 81

氏 名 株式会社栄和ハウス

代表取締役 美馬 美紀

電話番号 088-625-7669

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第 13 条第 2 項において読み替えて準用する同条例第 7 条第 1 項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和 5 年 7 月 25 日 5 循環第 94065 号	
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後
県内搬入計画の変更の内容	循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名 津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左
		住所又は所在地 香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	同左
		事業場の所在地 香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	同左
		規則第 2 条第 2 項又は第 6 条第 2 項の規定による循環事業者の協議の有無 有 ・ 無	有 ・ 無
	県内に搬入しようとする産業廃棄物	一般的な名称 建設廃材	同左
		種 類 ①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	同左
		性 状 固形状	同左
		1 年当たりの最大搬入量 ①5 t ②5 t ③20 t ④5 t ⑤5 t ⑥20 t ⑦20 t	①10 t ②10 t ③30 t ④5 t ⑤5 t ⑥20 t ⑦20 t
	排 出 事業場	名 称 (株) 栄和ハウスの事業所及び各建設現場	同左
		所 在 地 徳島県内各地	同左
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要 (株) 栄和ハウスの徳島県内の事業所及び各建設現場より発生したコンクリートくず、木くずをコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。	同左

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無
変更予定年月日	年 月 日		
変更の理由	建設現場の増加		
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合			
当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域			
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参考事項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。

（表面）

産業廃棄物の県内への搬入に関する変更協議書

年 月 日

香川県知事 池田 豊人 殿



協議者 住 所 香川県高松市高松町 1286 番地 7

氏 名 株式会社アンビエント

代表取締役 藤本 修

電話番号 087-844-9277

県内搬入計画の内容を変更したいので、香川県における県外産業廃棄物の取扱いに関する条例第13条第2項において読み替えて準用する同条例第7条第1項の規定により協議します。

協議結果通知書又は直前の変更協議結果通知書の交付年月日及び番号		令和7年3月28日 6循環第282548号		
変 更 事 項		変 更 前	変 更 後	
循環事業者	氏名又は名称及び代表者の氏名	津田企業株式会社 代表取締役 安富 心	同左	
	住所又は所在地	香川県さぬき市津田町津田 2880 番地 34	同左	
	事業場の所在地	香川県木田郡三木町大字鹿庭字榎谷 293 番 1、1721 番、1729 番、1741 番 3、1742 番 1、1743 番 1	同左	
規則第2条第2項又は第6条第2項の規定による循環事業者の協議の有無		有 ・ 無	有 ・ 無	
県内搬入計画の変更の内容	一般的な名称	建設廃材	同左	
	種類	①廃プラスチック類②紙くず③木くず④繊維くず⑤金属くず⑥ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず⑦がれき類	同左	
	性状	固形状	同左	
	1年当たりの最大搬入量	①3t ②3t ③10t ④1t ⑤2t ⑥5t ⑦3t	①10t ②10t ③20t ④1t ⑤5t ⑥20t ⑦20t	
	排出事業場	名称	(株) アンビエントの各建設現場	同左
		所在地	徳島県内各地	同左
		当該排出事業場に係る事業及び排出工程の概要	(株) アンビエントの徳島県内の各建設現場より発生したコンクリートくず、木くずをコンテナを使用して津田企業(株)の循環利用施設まで運搬を行う。	同左

(裏面)

県内搬入計画の変更の内容	放射性物質及びこれによって汚染された物の搬入	有 ・ ☐ 無	有 ・ ☐ 無
	変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
	変 更 の 理 由	予定数量より廃棄物発生量が増えたため	
	規則第2条第2項又は第6条第2項の規定により循環事業者が協議をする場合		
	当該特定県外産業廃棄物に係る非常災害が発生した日及び地域		
当該特定県外産業廃棄物を香川県内で循環的な利用を行う理由			
参 考 事 項			

備考

- 1 県内に搬入しようとする産業廃棄物の性状については、当該産業廃棄物の成分を分析した結果を記載してください。
- 2 記載事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付してください。
- 3 特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の両方の搬入がある場合、表面及び裏面の各欄について、特定県外産業廃棄物とそれ以外の県外産業廃棄物の内容をそれぞれ記載してください。